

倫理委員会セッション

よりよい組織文化を目指して
～倫理規程改定と東京電力の核物質防護設備の不備等の
一連の問題から考える～

(1) 倫理規程改定の概要

2021年9月8日

神谷 昌伸

(一社)日本原子力学会 倫理委員会 幹事

日本原子力発電(株)

発表内容

- ① **2021年倫理規程改定の概要**…簡潔に説明します。
 - ・このプレゼン資料は、後日倫理委員会HPに掲載します。
http://www.aesj.or.jp/ethics/03_03_03/
 - ・日本原子力学会誌アトムス 2021年9月号を参照ください。
解説記事33～36頁、会告56～60頁
 - ・倫理委員会HPの「規程改定の経緯（21年版）」を参照ください。
http://www.aesj.or.jp/ethics/02_02_241_21/

- ② **倫理規程の特徴の考察**
(倫理規程の変遷に基づく考察)

- ③ **倫理規程における核セキュリティ関連の内容について**

① 2021年倫理規程改定の概要

日本原子力学会 倫理委員会

◆原子力学会の常置委員会…2001年設置

◆倫理委員会の任務 (倫理委員会規程)

- (1) 本会の制定した**倫理規程 (前文、憲章、行動の手引) の改定案の作成等、倫理規程に関する事項**
- (2) 倫理問題の**事例集**や教材の発行
- (3) **研究会**の実施等
- (4) 原子力関連の倫理に関連する事項の現状調査
- (5) 倫理問題に関する意見の表明
- (6) その他必要な事項

<http://www.aesj.or.jp/ethics/>

◆倫理委員会の役割、責務 (倫理委員会運営細則)

- (1) **倫理規程制定の基本精神に基づき、規範は時代とともに変化するものであることを忘れず、常に社会環境の変化も考慮した規程を維持するとともに、その遵守状況を見守っていくこと**
- (2) 会員が、原子力界はもとより、昨今の**技術と社会との狭間において生じている事柄を、常に自らの問題として捉えられること**
- (3) 会員が、原子力に携わる者、あるいは技術者として、**誇りと高い倫理感**を持つ必要性を強く認識すること
- (4) 自己の確立に向け、**会員一人ひとりの倫理的判断力と行動力**を高めるためのサポートをすること

The screenshot shows the website for the Japan Atomic Energy Society Ethics Committee. The top navigation bar includes links for 'TOPページ', '倫理規程', '委員会概要', '活動内容', '技術倫理', and 'リンク・PDF集'. The main content area features a '新着情報' (New Information) section with a list of updates, including the revision of the ethics code in May 2021. A table at the bottom provides a detailed overview of the ethics code, committee overview, activities, and technical ethics.

倫理規程	委員会概要	活動内容	技術倫理
<ul style="list-style-type: none"> 倫理規程とは 前文・憲章・行動の手引 Code of Ethics & Guideline of Conduct 用語集 ご意見募集 規程制定の経緯 過去の規程改定の経緯 	<ul style="list-style-type: none"> 委員長挨拶 委員会の役割 委員名簿 関連規則 議事録 会議予定 お問い合わせ先 	<ul style="list-style-type: none"> 活動概要 研究会 企画セッション 事例集 意見表明 掲載記事 コラム 倫理委員会へお寄せいただいた声 (企画セッション、研究会等) に対する回答 	<ul style="list-style-type: none"> 技術倫理とは? 1.倫理とは 2.職業と倫理 3.技術と社会 4.技術者特有の倫理 5.技術系学協会の倫理綱領 6.倫理教育の状況・取り組み

年	原子力学会倫理委員会の活動	社会に大きな影響を与えた原子力事故等
1979		TMI事故
1981		原電：敦賀1号機 放射性廃液漏洩 事実隠蔽
1986		チェルノブイリ事故
1991		関電：美浜2号機 蒸気発生器細管破断
1995		動燃：もんじゅ二次系Na漏洩およびビデオ隠し
1998		原電工事：使用済み核燃料輸送容器データ改ざん
1999		BNFL：MOX燃料製造データ改ざん
	倫理規定制定委員会第1回会合	JCO臨界事故
2001	倫理規程制定、倫理委員会発足	
2002	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理規程改訂 (2003,2005,2007,2009の計4回) ・委員長もしくは委員会による意見表明 	東電：自主点検記録改ざん等
2004		関電：美浜3号機 二次系配管破断事故
2007		北陸電：志賀制御棒引き抜け事故発覚
	東電：中越沖地震による柏崎刈羽敷地内火災	
2011		東電：福島第一原子力発電所事故
2014	倫理規程改定（5回目）	
2018	倫理規程改定（6回目）	
2019		関電：金品授受問題発覚
2020	金品授受問題への見解の表明	
2021	倫理規程改定（7回目）	東電：IDカード不正使用問題、核物質防護機能の一部喪失事案の発覚等

倫理規程の改定（2021年倫理規程）の検討経緯

- 2018年1月 2018年倫理規程、理事会承認
～この間、品質不正問題等に関して議論～
- 2019年3月 学会春の年会で品質不正問題等に関連した企画セッション
- 2019年4月～ 次回倫理規程改定に向けて検討を本格的に開始
論点洗い出し、改定文案検討（各委員ごとに検討し、委員会で議論）
- 12月～ 委員会内に四つのWGを設置して、分担して検討を促進
- 2020年4月～ 並行して、関西電力金品授受問題に対する委員会見解を検討
8月 関西電力金品授受問題に対する見解を倫理委HPで公表
9月 秋の大会（Web開催）企画セッションで改定案を議論
- 2021年**1月12日 意見募集提示案の委員会決定
- 1月20日 意見募集開始**（倫理委HPに改定案掲載）
- 3月31日 意見募集期限（7名の方から計43件のご意見）**
- 寄せられた意見について委員会で対応を検討
- 5月10日 委員会で理事会上申案を決定（ご意見の反映等により意見募集案から一部修正）
- 5月27日 理事会承認**（一部文言修正）
- 11月 倫理規程制定20年、倫理委員会設置20年

改定検討の論点

論点① 東京電力福島第一原子力発電所事故

(以下「1F事故」, 2011年3月発生)

論点② 関西電力金品授受問題 (2019年9月に発覚)

論点③ 品質不正問題

(2017年秋以降に数多く発覚した素材メーカーによる品質不正,
自動車メーカーによる完成検査不正等)

論点④ 組織文化 (上記問題・事故の背景要因として共通)

論点⑤ 倫理規程をより浸透させるための見直し

(分かりやすさ, 表現の適正化)

※**倫理規程改定の意見募集期間中に、東電 核物質防護機能の一部喪失等の事案が発覚。**いただいたご意見への対応の検討において、倫理規程への反映について検討。

日本原子力学会 倫理規程

前文

(2021年5月27日理事会承認)

今回改定

会員：個人会員，賛助会員
規程の位置づけ

日本原子力学会**倫理規程**は，日本原子力学会会員が，研究，開発，利用，教育等のさまざまな活動を実施するにあたり，**会員一人ひとりが持つべき心構えと言行の規範**を書き示したものである。会員は，原子力の平和利用と安全確保の重要性を認識し，その業務に携わることに誇りと使命感を持ち，その責務を果たすため，常に**本規程を自分の言葉に置きなおし，自ら考え，自律ある行動をとる**。

規程の使い方
会員の責務①

現代は，人類の生存の質の向上と地球環境の保全が課題となっており，さまざまな技術が開発され進歩している。しかし，どのような技術にも必ず正の側面と負の側面が存在している。**会員は，自らの携わる技術が，正の側面によってより社会貢献するために，東京電力福島第一原子力発電所事故が長期にわたって環境や社会に負の影響をもたらしていることや，廃棄物，核セキュリティ等の問題があることを絶えず思い起こし，技術だけでは解決できない問題があることも強く認識する**。もって常に現状に慢心せず，広く学ぶ姿勢と俯瞰的な視野を持ち，**チャレンジ精神と不断の努力**をもって，より高い安全性を追求し，豊かで安心できる社会の実現に向けて，積極的に行動する。

今回改定（1F事故）

原子力に係る技術に対する基本的な認識
会員の責務②
規程の対象範囲

本規程は，日本原子力学会の個人および組織の会員を対象としているが，原子力の平和利用と安全確保のために，**本規程がより多くの原子力関係者に共有され，本規程に則った行動がとられることが必要**である。このため，我々**会員は，本規程の精神を理解し，原子力に関わるすべての個人および組織が本規程に示した精神と行動規範を実践できることを目指し率先垂範する**。さらに，日本原子力学会自身も，会員の支援を通じて使命を果たす。

会員の責務③

日本原子力学会 倫理規程 (2021年5月27日理事会承認)

憲章

7つの憲章

1. 行動原理

会員は、人類の生存の質の向上および地球環境の保全に貢献することを責務と認識し、行動する。

2. 公衆優先原則・持続性原則

会員は、公衆の安全をすべてに優先させて原子力および放射線の平和利用の発展に積極的に取り組む。

3. 真実性原則

会員は、最新の知見を積極的に追究するとともに、常に事実を尊重し、自らの意思をもって判断し行動する。

4. 誠実性原則・正直性原則

今回改定(金品授受問題)

会員は、法令や社会の規範を遵守し、自らの業務を誠実に遂行して**その責務を果たすと同時に、社会からの負託と社会に対する説明責任を強く自覚して**、社会の信頼を得るように努める。

5. 専門職原則

会員は、原子力の専門家として誇りを持ち、携わる技術の影響を深く認識して研鑽に励む。また、その成果を積極的に社会に発信し、かつ交流して技術の発展に努めるとともに、人材の育成と活性化に取り組む。

今回改定 (会員はプロフェッション(専門技術者、専門研究者等)として学会に所属し、学会活動を通じてお互いに研鑽して社会に貢献し、その活動を支えるために学会倫理規程の意義があることから、その本来的な認識に立脚した場合に国内外で共通的な用語となっている“専門職”という2014年改定時の用語に戻す。)

6. 有能性原則

会員は、原子力が総合的な技術を要することを常に意識し、自らの専門能力に対してその限界を謙虚に認識するとともに、自らの専門分野以外の分野についても理解を深め、常に協調の精神で臨む。

7. 組織文化の醸成

会員は、所属する組織の個人が本規程を尊重して行動できる組織文化の醸成に取り組む。

日本原子力学会 倫理規程 (2021年5月27日理事会承認)

行動の手引の前文

行動の手引

41の行動の手引

行動の手引は、本規程の前文および憲章に基づき、日本原子力学会会員の活動における心構えと言
 行の規範について書き示したものである。我々はここに記述した条項すべてを同時に守りえない場面に遭遇
 することも認識している。そのような状況においては、一つの条項の遵守だけにこだわり、より大切な条項を
 無視しないよう注意することが肝要である。多くの条項を教条主義的に信じるのではなく、倫理的によりよ
 い行動を探索し、実行することが重要である。また、個々の会員の倫理観は細部に至るまで完全に一致
 しているわけではなく、ある程度の多様性は許容されるものである。また、規範は時代とともに変化すること
 も念頭に置くことが重要である。

憲章 1. 行動原理

会員は、人類の生存の質の向上および地球環境の保全に貢献することを責務と認識し、行動する。

1-1 原子力利用の基本方針

会員は、人類の生存の質の向上や地球環境の保全に貢献することに誇りと使命感を持ち、専門性と自律ある行動により原子力利用の適切な
 発展を図る。

1-2 不断の努力と可能性へのチャレンジ

会員は、研究、開発、利用、教育等における諸課題の解決のために不断の努力を払うとともに、常に更なる向上を目指し、俯瞰的な視野
 を持って、新たな可能性にチャレンジする。

1-3 リーダーシップの発揮

会員は、一人ひとりが自らの責任や役割を明確にし、積極的な態度および行動を示すことにより、それぞれの階層でリーダーシップを発揮す
 る。

2018年改定

1-4 技術者の行動による信頼

会員は、技術に対する社会からの信頼は、不適切な行動により瞬時に失われることを認識したうえで、技術を扱う者として、社会の理解を
 得ることのできる行動を積み重ねていく。

今回改定(金品授受問題)

日本原子力学会 倫理規程 (2021年5月27日理事会承認)

行動の手引

憲章 2. 公衆優先原則・持続性原則

会員は、公衆の安全をすべてに優先させて原子力および放射線の平和利用の発展に積極的に取り組む。

2-1 原子力利用と安全確保の両立

会員は、過去に起きた原子力をはじめとするさまざまな事故や災害を絶えず思い起こし、携わる技術の潜在的な危険性や、どのような安全策を講じてもリスクが残ることを強く認識する。その上で、常により高い安全性を追求し、その確保に努める。

2-2 平和利用への限定

会員は、平和目的に限定して原子力を利用し、自らの尊厳と名誉に基づき、核兵器の研究・開発・製造・取得・使用に一切参加しない。加えて、自らの行動が結果として核拡散に加担することがないように、接触する団体や情報管理等に最大限の注意を払う。

2-3 核セキュリティの確保

会員は、核物質、放射性物質、**原子力施設等**が、テロリズムに用いられる恐れや**妨害破壊行為の標的となる恐れ**があることを認識し、核セキュリティの確保に努める。

今回改定(核セキュリティの確保)

2-4 地球環境保全との調和

会員は、原子力発電は炭酸ガス排出の低減などで環境問題の解決の一助となりうる一方、放射性廃棄物の管理、処理・処分に関わる長期的にわたる課題があることを認識し、この解決に努め、持続可能な社会の構築に貢献する。

2-5 労働安全の確保

会員は、常に原子力施設で働く人々の安全確保と災害の防止に努める。

美浜3号機事故

2-6 経済性優先への戒め

会員は、原子力施設の設計・建設・運転・保守等の管理にあたり、経済性を安全性に優先させない。

2-7 効率優先への戒め

会員は、原子力施設において、安全性の十分な確認を行うことなく設備や作業の効率化を行わない。

JCO事故

2-8 規制適合が目的化することへの戒め

会員は、原子力の研究、開発、利用、教育等において、**法令・規則への適合のみで満足することなく、専門家として、更なる安全性向上を目指して弛まぬ努力をする。**

1F事故

2-9 技術成熟の過信への戒め

会員は、原子力の**安全性を過信することなく**、今後とも新たな技術的問題が出ることもありうるとして、**緊張感を持って警戒心を維持するとともに、事前の備えを尽くす。**

日本原子力学会 倫理規程 (2021年5月27日理事会承認)

行動の手引

憲章 3. 真実性原則

会員は、最新の知見を積極的に追究するとともに、常に事実を尊重し、自らの意思をもって判断し行動する。

3-1 最新知見の追究

会員は、**広く国内外から情報の収集に努め、最新の知見を追究する**。特に安全にかかる情報は、公衆や環境に大きな影響を与える可能性があることから慎重に確認する。

1 F事故

3-2 事実の尊重

会員は、事実を尊重し、科学的に明白な間違いに対しては毅然とした態度でその間違いを指摘し、是正するよう働きかける。

3-3 自らの判断に基づく行動

会員は、**業務指示や前例などの与えられた情報を無批判に受け入れることなく、誤った集団思考に陥ることのないよう**、常に正確な情報の収集に努める。その上で、**状況を俯瞰し**、関連する専門能力と経験により自ら判断し、行動する。

今回改定(品質不正)

日本原子力学会 倫理規程 (2021年5月27日理事会承認)

行動の手引

憲章 4. 誠実性原則・正直性原則

会員は、法令や社会の規範を遵守し、自らの業務を誠実に遂行して**その責務を果たすとともに**、**社会からの負託と社会に対する説明責任を強く自覚して**、社会の信頼を得るように努める。

4-1 誠実な行動

会員は、**誠実に業務を実施する**。その際、**他の団体または個人に不適切な利益若しくは損害をもたらす恐れのある場合**、**ないしは社会から疑念を持たれる恐れのある場合は**、**雇用者あるいは依頼者**、状況によっては**組織内外の第三者に説明し**、**誠実な業務が実施できるよう働きかける**。もって、**社会に対して説明できない行動はとらない**。

今回改定(金品授受問題)

4-2 契約に関する注意

会員は、法令や**社会の規範**に違反する恐れのある契約を締結してはならない。また、利益相反や**不適切な利益**の恐れのある業務については、雇用者または依頼者にその事実を開示するとともに、第三者に対しても**明確な説明**ができる場合を除き、その業務に従事しない。

4-3 ルール遵守と形骸化の防止

会員は、定められたルールを誠実に遵守する。その一方で、常にルールの妥当性確認や改定に努め、ルールと実態との乖離によって起こるルールの形骸化を防止する。

4-4 社会との調和

会員は、常に**社会からの声**に幅広く耳を傾け、双方向のコミュニケーションを心がけて社会との調和に努める。

4-5 社会からの負託

会員は、**原子力技術を扱う組織または個人として**、**社会から一種の負託を受けており**、特別の責任・倫理観が求められていることを常に念頭に行動する。

4-6 会員の安心への戒めと信頼のための行動

会員は、**安全の状態を過信し**、**自らがそのことで安心してはならない**。**公衆の信頼は**、原子力技術を扱う者がその危険性を十分に認識し、緊張感を保って行動すること、**他の意見・批判をよく聴くこと等**、**不断的努力によって得られるものと認識する**。

4-7 情報の公開

会員は、原子力の安全にかかる情報について、積極的な公開に努める。特に公衆の安全上必要不可欠な情報については、その情報を有する組織または個人にその情報を速やかに公開するように働きかけ、公衆の安全確保を優先させる。

4-8 隠蔽・改ざんの戒めと非公開情報の取り扱い

会員は、情報の隠蔽・改ざんは社会との良好な関係を破壊することを認識し、適切かつ積極的に公開するように努める。ただし、核不拡散や核物質防護等、公開することが不適切と判断されるものについては、公開できない理由を説明する。

今回改定(品質不正)

4-9 説明責任

会員は、**自らの活動の責務を果たすとともに**、その目的・方法・成果等について、常に相手の立場に立って情報を発信し、**社会からの理解が得られるよう**、**説明責任を果たす**。

日本原子力学会 倫理規程 (2021年5月27日理事会承認)

行動の手引

憲章 5. 専門職原則

会員は、原子力の専門家として誇りを持ち、携わる技術の影響を深く認識して研鑽に励む。また、その成果を積極的に社会に発信し、かつ交流して技術の発展に努めるとともに、人材の育成と活性化に取り組む。

5-1 専門分野等の研鑽と協調

会員は、未知の領域の探求など、自己研鑽に励むとともに、関連分野の理解も深め、これを尊重して業務の遂行にあたり、常に協調を図る。もって、得られる経験や知見により、原子力に関わる学術および技術の改善と発展に貢献する。

5-2 専門能力の維持・向上

会員は、求められる専門能力や倫理的行動が、時代とともに変化することを自覚し、常に社会の要請に応える能力を備えるよう努める。

5-3 新知識の取得

会員は、日々進歩する学術や技術のほか、関係する法令・規則を学び、専門能力を磨く。現在では通用しない知識や慣習などをもって専門家として行動することは慎む。

自主点検記録改ざん問題

5-4 経験からの学習と共有・継承

会員は、成功・失敗を問わず、過去の経験や他国ないし他分野の経験からも教訓を学びとる。もって、事故・故障の再発防止や類似事態の発生防止に努めるとともに、必要な情報の共有と、次世代への継承にも努める。

5-5 関係者の専門能力向上と環境整備

会員は、自己研鑽のみならず、専門能力を有すべき周囲の者、特に監督下にある者への知識・技術の伝達や研鑽の機会を与えることで、能力向上のための環境整備に努める。

5-6 社会への情報発信と対話の実践

会員は、公衆が原子力の安全や技術利用に関する問題について自ら考えて判断できるよう、専門知識を分かりやすい形で提供することに努める。また、原子力に関わる諸問題について真摯に対話し、社会的課題の解決に寄与することを目指す。

今回改定(専門職の役割)

5-7 国際社会への貢献

我が国は原子力平和利用に豊富な実績がある一方、原子力災害の当事国である。会員は、この経験から知見・教訓を深く学びとり、我が国のみならず世界の原子力の安全と技術の向上に貢献する。

1 F事故

5-8 会員間の協力による困難の克服

会員は、個人では解決が難しい困難な状況や倫理的葛藤に直面したとき、所属組織の構成員や他組織の会員との適切な協力を通じ、その困難を克服するよう努める。また、他の会員が協力を求めているときには、積極的に応答する。

今回改定(専門職の相互協力による地位向上)

日本原子力学会 倫理規程 (2021年5月27日理事会承認)

行動の手引

憲章 6. 有能性原則

会員は、原子力が総合的な技術を要することを常に意識し、自らの専門能力に対してその限界を謙虚に認識するとともに、自らの専門分野以外の分野についても理解を深め、常に協調の精神で臨む。

1 F事故

6-1 分野横断の取組みの必要性

会員は、原子力が様々な専門分野を含む総合科学技術であることを十分に認識し、原子力安全を確保するためには**専門分野同士の境界に隙間ができないように総合的な視点から取り組む**ように努める。

6-2 自己能力の把握

会員は、遂行しようとしている業務が自らの能力不足のために安全を損なう恐れがないか、常に謙虚に自問する。また、自己の能力を把握するために、**他者による評価を積極的に受ける**ように努める。

6-3 俯瞰的な視点を有する人材の育成

会員は、所属する組織において、専門的知識だけでなく、俯瞰的な視点を有する人材の育成とそのための環境整備に努める。

日本原子力学会 倫理規程 (2021年5月27日理事会承認)

行動の手引

憲章 7. 組織文化の醸成

会員は、所属する組織の個人が本規程を尊重して行動できる組織文化の醸成に取り組む。

7-1 組織の中の個人のとるべき行動の基本原則

今回改定(組織文化)

自主点検記録改ざん問題

会員は、所属する組織が、倫理、安全等に関わる問題を、性、年齢、所属、職位、人種、思想・宗教等に関わることなく自由に話し合い、行動できる組織文化となるよう、その醸成に努める。組織の運営に責任を有する会員は、特に率先垂範して行動する。

7-2 課題解決のための行動

会員は、それぞれの責任と権限に応じてその役割の重さを自覚し、安全性向上に最大限の努力を払う。安全性の損なわれた状態を自らの権限で改善できない場合には、権限を有する者を含む利害関係者へ働きかけ、改善されるよう努める。

今回改定(組織文化)

7-3 環境整備の重要性と継続的改善

組織の運営に責任を有する会員は、本規程の意義と重要性を認識し、組織に所属する個人(会員および非会員)に対して倫理的な行動を促すとともに、そのための環境を整える。また、倫理的な行動を妨げる組織的要因がないかどうかを絶えず注視し、不十分なときは組織・体制も含めて組織文化の変革に取り組み、環境の継続的な改善・向上に努める。

自主点検記録改ざん問題

1 F事故

7-4 組織内における申し出に対する適切な運用

組織の運営に責任を有する会員は、組織の構成員からの原子力安全や組織運営等に関わる申し出に対し、組織として適切に対応するために、申し出をした者が不利益を被ることのないような配慮、申し出の内容に対する迅速な調査、情報公開等の適切な手順を定めて、運用する。

7-5 労働環境等の確保

組織の運営に責任を有する会員は、安全確保のために必要な資源を確保し、活動の基盤となる労働環境等を含めた環境整備に努める。

②倫理規程の特徴の考察 (倫理規程の変遷に基づく考察)

- ・積極的な倫理 (ポジティブな倫理、積極的倫理)
- ・よりよい安全、よりよい倫理的行動のための組織文化

積極的な倫理（ポジティブな倫理、積極的倫理）

○「やってよいこと」を訴求する倫理

「やってはならない」に類する文言は、2001年制定時で3箇所、2021年改定でも3箇所と非常に少ない。（本会倫理規程と同程度の文字数の倫理規程を公表している他の学会では、「やってはならない」に類する文言が17箇所という例あり）

○「チャレンジ」「チャレンジ精神」という文言を2003年改定から使用。

現行規程（2021年）前文

…もって常に現状に慢心せず、広く学ぶ姿勢と俯瞰的な視野を持ち、**チャレンジ精神**と不断の努力をもって、より高い安全性を追求し、豊かで安心できる社会の実現に向けて、積極的に行動する。…

行動の手引 1-2 不断の努力と可能性へのチャレンジ

会員は、研究、開発、利用、教育等における諸課題の解決のために不断の努力を払うとともに、常に更なる向上を目指し、俯瞰的な視野を持って、**新たな可能性にチャレンジする**。

- 1 F事故後の2014年改定の検討の際に議論がなされ、原子力の負の側面にもしっかりと向き合うことと同時に、本会の活動の目的である「公衆の安全をすべてに優先させて、原子力および放射線の平和利用に関する学術および技術の進歩をはかり、その成果の活用と普及を進め、もって環境の保全と社会の発展に寄与すること」に立ち返って考えるならば、**原子力学会の会員の倫理観は、「〇〇してはならない」にとどまらず、「〇〇をしよう」といった前向きな、積極的なものを含めることが必要と考えるべき**であることが確認されている。 http://www.aesj.or.jp/ethics/02_/02_05_/

よりよい安全、よりよい倫理的行動のための**組織文化**

- 2001年制定時から、安全のための組織のあり方や体制整備の重要性について訴求している。2005年改定で「**組織の文化**」という用語を初めて使用し、理由として「**倫理に関わる問題を自由に話し合えるかどうかは、「風土」とか「雰囲気」といった「組織の文化」の醸成がまず必要**」とされている。
- 2005年改定の検討以降、より広い視野で考え、行動できるようにとの観点から、「安全文化」という用語では意味合いが狭まってしまう可能性があると考え、また、協力会社まで含めた幅広い関係者を念頭においた場合により分かりやすい言葉とすることがよいと考えたことから、「**組織文化**」という用語としている。IAEAでも、近年、「安全に寄与する組織文化」という使い方をしている。
- 1 F事故後の2014年改定では、**憲章7**として「**組織文化の醸成**」を独立して掲げ、その重要性を強く訴求し、関連する行動の手引を整理している。
- また、2014年改定では、憲章7にぶら下がる行動の手引の半数に「**組織の運営に責任を有する会員**」との主語が盛り込まれており、1 F事故を踏まえた当時の検討の思いが込められている。
- 2018年改定では行動の手引1-3で「**リーダーシップの発揮**」が謳われ、「**組織文化の醸成**」と表裏の関係での訴求が整えられている。

③倫理規程における 核セセキュリティ関連の内容について

倫理規程における「核セキュリティの確保」

- 核セキュリティの確保については2009年改定から盛り込まれた。
改定理由「安全や核拡散への配慮とともに核セキュリティへの配慮も大切なことを記載」
- 2021年改定に係る意見募集期間中に、今回の東電核セキュリティ事案が公になった。意見募集において2名の方から核セキュリティの重要性をより訴求する必要性についてご意見をいただき、ご意見の一部を倫理規程改定案に反映した。

2009年改定～2018年改定	2021年改定	
	意見募集段階	最終版
行動の手引1-4※ 核セキュリティ確保への注意	行動の手引2-3 同左	行動の手引2-3 核セキュリティの確保
会員は、核物質や放射性物質がテロリズムに用いられる恐れがあることを認識し、核セキュリティの確保に十分な注意を払う。	会員は、核物質、放射性物質、原子力施設等が、テロリズムに用いられる恐れや妨害破壊行為の標的となる恐れがあることを認識し、核セキュリティの確保に十分な注意を払う。	会員は、核物質、放射性物質、原子力施設等が、テロリズムに用いられる恐れや妨害破壊行為の標的となる恐れがあることを認識し、核セキュリティの確保に努める。

※2014年改定では行動の手引2-4、2018年改定では行動の手引2-3

意見募集でいただいた核セキュリティ関連のご意見

ご意見に愛する倫理委の対応

「行動の手引2-3核セキュリティ確保への注意」にテロリストなどから情報漏洩等の働き掛けを受ける可能性があることを考慮して行動等に注意する必要があることを記載しては如何か。

理由：近年、核セキュリティの内部脅威への対応の一環として「**個人信頼性確認制度**」が導入された。これには、**テロリスト自体の侵入を防止するとともにテロリストからの働き掛け（金銭供与等を含む）によって内部情報の漏えいや手引きする可能性のある従事者を排除する目的もある。このような働き掛けに対する行動が必要であることを注意喚起することは有用ではないか。**

我が国では、核物質、原子力施設、輸送及び放射性物質に対して、IAEAの核セキュリティ勧告 改定第5版（INFCIRC/225/Rev.5）の内容を国内法令等に取り入れ、想定される脅威に基づく防護措置が取られており、**安全文化と同様にトップマネジメントによる核セキュリティ確保が重要**と認識されている。法令等の整備は進みつつある一方、**核セキュリティ文化の醸成については、国内法令等取り入れ時から課題とされてきた**。IDカードの不正利用や核物質防護設備の機能喪失が明らかになるなど、原子力施設における核セキュリティ確保の根幹を揺るがす事案が発生しているが、これは、**未だに、我が国において核セキュリティ文化の醸成が図られていないことを明確に示すもの**と考える。**組織を構成する個人たる原子力学会員においても、核セキュリティの重要性を認識し、核セキュリティの確保に努める姿勢が不可欠である**と考える。

修正案1：行動の手引2-3 核セキュリティの確保への**注意** 会員は、核物質、放射性物質、原子力施設等が、テロリズムに用いられる恐れや妨害破壊行為の標的となる恐れがあることを認識し、核セキュリティの確保に**十分な注意を払う努める**。

修正案2：行動の手引7-1 組織の中の個人のとるべき行動の基本原則 会員は、所属する組織において、倫理、安全、**核セキュリティ**等に関わる問題を、性、年齢、所属、職位、人種、思想・宗教等に関わることなく自由に話し合い…

修正案3：行動の手引7-2 課題解決のための行動 会員は、それぞれの責任と権限に応じてその役割の重さを自覚し、**安全性及び核セキュリティ**向上に最大限の努力を払う。**安全性及び核セキュリティ**の損なわれた状態を自らの権限で改善できない場合…

倫理規程の性格上、核セキュリティの確保のために必要な具体的な注意点までは謳うことはしていません。各事業者における教育や核セキュリティ文化の醸成活動において確実な取り組みがなされるべきものと考えています。以上のことから、原案のままとします。

ご意見の趣旨にある核セキュリティの確保の重要性に関しては、そのとおりと考えます。

1について：具体的な修正案は、「注意」という文言が入っていることにより重要性に対する認識が弱くなっているのではないかとのご指摘と受け止め、**改定案に反映**いたします。

2,3について：ご意見の趣旨は理解いたしますが、核セキュリティの確保については行動の手引2-3において特出しして謳っていることから、原案のままとします。なお、最近の事案やいただいたご意見も踏まえて、継続的に議論を進めてまいります。

核セキュリティに関わるご意見への対応

- ご意見の中には、「安全(性)」と「核セキュリティ」を並列して扱うことを求めるものがあった。
- 安全性と核セキュリティに係る課題の間にはインターフェースがあり、核セキュリティ対策は、ある場合には安全性向上に寄与することができるが、他の場合には安全に好ましくない影響を及ぼすこともあり得る。
一方、**核セキュリティに関わる業務に携わる際の姿勢や具体的な行動において考慮しないといけない観点には、安全のための業務と共通する部分も多い★**。また、**社会の側からの視点では、幅広い安全問題の一つとして核セキュリティの問題も捉えている可能性があると考えられる。**
- このような観点での検討をした上で、「安全(性)」と「核セキュリティ」を並列して扱う改定は行わず、しかし、本件について倫理委員会としても継続して議論していくこととした。

★：脅威を現実のものとして認識して行動する。
それぞれの立場で自ら学習し、自ら責任をもって主体的に取り組む。
体制、設備、教育・訓練など備えを最良の状態に維持する。
疑問のある場合は速やかに報告する。
活動の有効性を継続的かつ的確に評価し、改善活動を行う。 など

おわりに 倫理規程の意義

- ・**専門職倫理**については、原子力学会員は個人会員、賛助会員を問わず、**常日頃から考えているべきこと**であり、**その道しるべを与えるもの**として学会の倫理規程を制定することは**有用**だとの認識にもとづくものです。
我々は、**倫理規程の制定だけで倫理が絡む原子力分野の事故・トラブルが防止できる**などとは考えてもいません。
しかし**倫理問題について議論することは会員の倫理観の向上に役立つ**と思います。これを出発点として会員の間で議論が進むことを切望しております。
- ・倫理規程は道しるべにすぎず、具体的な行動はどうあるべきかまでは倫理規程に書くことはできません。その**状況に応じて会員自身で考え、判断し、行動する**ことになります。**倫理規程はそのときの道しるべで、可能な解を探すのは会員個々の責任**です。
- ・会員が**専門家としての倫理的行動とはどういうものかを考える機会を提供**します。
- ・**あらかじめ考えておくことは、自らが倫理的な問題について判断を下す必要に迫られたとき、適切な解を見つけることに寄与**します。
- ・倫理規程は会員の心構えと言行の規範であり、**会員が自らの意思で外部に対し宣言するもの**です。
専門家は公衆に対し、自ら生じさせたものでない問題についてもそれを解決する努力を払う倫理的義務があります。

以降、参考スライド

2021年倫理規程改定の主なポイント

(論点：1F事故)

福島第一事故から10年が経ち、**事故を決して過去のものとしな**いこと、**事故が社会に与えた様々な影響は継続したまま**で、また、**原子力に関わる未解決の問題は山積**していること**に向き合**って、**考えて、よりよい行動に繋げるため**、事故の固有名詞を明記することも含めて、前文の見直しを行った。

倫理規程 新旧比較表 (http://www.aesj.or.jp/ethics/02_/02_241_21/)

旧 倫理規程 (2018年1月)	倫理規程 (2021年5月改定)	改定理由
<p>前文</p> <p>現代は、人類生存の質の向上と地球環境の保全が課題となっており、さまざまな技術が開発され進歩している。しかし、どのような技術にも必ず正の側面と負の側面が存在している。会員は、自らの携わる技術が、正の側面によってより社会貢献するために、<u>原子力事故をはじめとして、自らの携わる技術特有の社会に及ぼす影響等負の側面について、絶えず思い起こすと同時に、技術だけでは解決できない問題があることを、強く認識する。</u>もって常に現状に慢心せず、広く学ぶ姿勢と俯瞰的な視野を持ち、チャレンジ精神と不断の努力をもって、より高い安全を追求し、豊かで安心できる社会の実現に向けて、積極的に行動する。</p>	<p>前文 (前略)</p> <p>現代は、人類の生存の質の向上と地球環境の保全が課題となっており、さまざまな技術が開発され進歩している。しかし、どのような技術にも必ず正の側面と負の側面が存在している。会員は、自らの携わる技術が、正の側面によってより社会貢献するために、<u>東京電力福島第一原子力発電所事故が長期にわたって環境や社会に負の影響をもたらしていることや、廃棄物、核セキュリティ等の問題があることを絶えず思い起こし、</u>技術だけでは解決できない問題があることも強く認識する。もって常に現状に慢心せず、広く学ぶ姿勢と俯瞰的な視野を持ち、チャレンジ精神と不断の努力をもって、より高い安全性を追求し、豊かで安心できる社会の実現に向けて、積極的に行動する。</p> <p>(後略)</p>	<p>記載の適正化</p> <p>東電福島事故を過去のものとしな</p> <p>いために、前文に明記。あわせて、原子力に関わる継続的、長期の課題も追記</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

参考：福島第一事故後の2014年改定

事故の教訓の個別の反映として、原子力事故の当事国としての経験を踏まえて積極的に情報発信を行い、国際社会へ貢献すること（行動の手引5-7）、原子力が様々な専門分野を含む総合科学技術であり、常に専門以外の分野に対しても理解を深め協調すること（行動の手引6-1）、最新知見の追究（行動の手引3-1）、規制適合が目的化することへの戒め（行動の手引2-8）などを掲げた。また、個人の行動は組織体制や組織の風土により大きく影響されることから、組織文化の醸成を憲章7として明記し、組織と個人の関係、組織文化と個人に関わる行動の手引を充実させた。さらに、原子力の安全確保は学会員だけで達成されるわけではないことから、非会員を含んだ原子力関係者が倫理規程に則った行動がとれるよう、会員がなすべきことを明文化した（前文、行動の手引7-3）。

2021年倫理規程改定の主なポイント

(論点：金品授受問題)

倫理規程は、従来から社会との関係を重視した行動を促す内容を含めている。
 金品授受問題を踏まえ、憲章4をより強い自覚を促す訴求とし、関連する行動の手引を改定した。(なお、倫理委員会は、金品授受問題に対する見解を表明(2020年8月) http://www.aesj.or.jp/ethics/03_/03_051_/)。

倫理規程 新旧比較表 (http://www.aesj.or.jp/ethics/02_/02_241_21/)

旧 倫理規程 (2018年1月)	倫理規程 (2021年5月改定)	改定理由
<p>憲章4. (誠実性原則・正直性原則) 会員は、法令や社会の規範を遵守し、自らの業務を誠実に遂行するとともに、<u>社会に対する説明責任を果たし、社会の信頼を得るように努める。</u></p> <p>1-4 (技術者の行動による信頼) 会員は、<u>技術の安全性を高めるだけでなく、技術を扱う者の行動によって社会から信頼が得られるように心掛ける。</u></p> <p>4-1 (誠実な行動) 会員は、誠実に業務を実施する。<u>また、他の団体または個人に不利益をもたらす恐れのある場合は、事前に雇用者あるいは依頼者に説明をおこなう。</u></p> <p>4-2 (契約に関する注意) 会員は、法令に違反するおそれのある契約を締結してはならない。また、利益相反のおそれのある業務については、雇用者または依頼者にその事実を開示するとともに、第三者に対しても明確な説明ができる場合を除き、その業務に従事しない。</p>	<p>憲章4. 誠実性原則・正直性原則 会員は、法令や社会の規範を遵守し、自らの業務を誠実に遂行してその責務を果たすとともに、<u>社会からの負託と社会に対する説明責任を強く自覚して、社会の信頼を得るように努める。</u></p> <p>1-4 技術者の行動による信頼 会員は、<u>技術に対する社会からの信頼は、不適切な行動により瞬時に失われることを認識したうえで、技術を扱う者として、社会の理解を得ることのできる行動を積み重ねていく。</u></p> <p>4-1 誠実な行動 会員は、誠実に業務を実施する。<u>その際、他の団体または個人に不適切な利益若しくは損害をもたらす恐れのある場合は、ないしは社会から疑念を持たれる恐れのある場合は、雇用者あるいは依頼者、状況によっては組織内外の第三者に説明し、誠実な業務が実施できるよう働きかける。もって、社会に対して説明できない行動はとらない。</u></p> <p>4-2 契約に関する注意 会員は、法令や社会の規範に違反する恐れのある契約を締結してはならない。また、利益相反や不適切な利益の恐れのある業務については、雇用者または依頼者にその事実を開示するとともに、第三者に対しても明確な説明ができる場合を除き、その業務に従事しない。</p>	<p>金品授受問題を踏まえ、より強い訴求として記載を充実化</p> <p>金品授受問題および品質不正問題を踏まえ、より強い訴求と留意すべき具体的な行動を明記</p> <p>金品授受問題を踏まえ、より強い訴求として記載を充実化</p> <p>・金品授受問題を踏まえて記載を充実化 ・記載の適正化</p>

2021年倫理規程改定の主なポイント

(論点：品質不正問題)

多数発覚した品質不正問題の背後要因に、閉鎖的な組織，部門間コミュニケーションの欠如，要員不足，品質に対する意識の希薄化，経営・管理側と現場の乖離，納期優先などの共通点があげられた。

出典：神谷（2019）

品質不正問題を踏まえ，主に以下の改定を行った。

倫理規程 新旧比較表 (http://www.aesj.or.jp/ethics/02_/02_241_21/)

旧 倫理規程 (2018年1月)	倫理規程 (2021年5月改定)	改定理由
<p>3-3 (自らの判断に基づく行動) 会員は、与えられた情報を無批判に受け入れることなく、誤った集団思考に陥ることのないように、常に正確な情報の取得に務め、関連する専門能力により自ら判断し、行動する。</p>	<p>3-3 自らの判断に基づく行動 会員は、<u>業務指示や前例などの</u>与えられた情報を無批判に受け入れることなく、誤った集団思考に陥ることのないよう、常に正確な情報の<u>収集に努める。その上で、状況を俯瞰し</u>、関連する専門能力と<u>経験</u>により自ら判断し、行動する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 品質不正問題を踏まえて、より具体的な状況を想起できるように文言を追記 記載の充実化、適正化
<p>4-8 (隠蔽の戒めと非公開情報の取り扱い) 会員は、情報の隠蔽は社会との良好な関係を破壊することを認識し、適切かつ積極的に公開するように努める。ただし、核不拡散や核物質防護等、公衆の安全・利益のために公開することが不適切と判断されるものについては、公開できない理由を説明できるようにする。</p>	<p>4-8 隠蔽・改ざんの戒めと非公開情報の取り扱い 会員は、情報の隠蔽・改ざんは社会との良好な関係を破壊することを認識し、適切かつ積極的に公開するように努める。ただし、核不拡散や核物質防護等、公開することが不適切と判断されるものについては、公開できない理由を説明する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 品質不正問題を踏まえた記載の適正化 記載の適正化
<p>4-9 (説明責任) 会員は、<u>専門活動の</u>目的・方法・成果等について、常に相手の立場に立ち、専門家ではない者にも分かりやすく、かつタイムリーに説明する責任がある。</p>	<p>4-9 説明責任 会員は、<u>自らの活動の責務を果たすと同時に、その目的・方法・成果等について、常に相手の立場に立って情報を発信し、社会からの理解が得られるよう、説明責任を果たす。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 金品授受問題および品質不正問題を踏まえた記載の充実化

参考：

品質不正問題に関連して、倫理規程では、従来から技術者の行動による信頼（行動の手引1-4），経済性優先の戒め（行動の手引2-6），効率優先への戒め（行動の手引2-7），組織の中の個人のとるべき行動の基本原則（行動の手引7-1），課題解決のための行動（行動の手引7-2），環境整備の重要性と継続的改善（行動の手引7-3），労働環境等の確保（行動の手引7-5）などを掲げている。

2021年倫理規程改定の主なポイント

(論点：組織文化)

よりよい組織文化の醸成は、各論点に共通する極めて重要な点である。
 今回の改定では、主に以下の改定により、記載の充実を図った。

倫理規程 新旧比較表 (http://www.aesj.or.jp/ethics/02_/02_241_21/)

旧 倫理規程 (2018年1月)	倫理規程 (2021年5月改定)	改定理由
<p>7. (組織文化の醸成)</p> <p>7-1 (組織の中の個人のとるべき行動の基本原則) 会員は、所属する組織において、倫理及び安全に関わる問題を自由に話し合い、行動できる組織文化の醸成に努める。不十分なときは組織・体制も含め組織文化(風土、雰囲気)を変革するよう努める。</p> <p>7-3 (組織内における環境整備の重要性と継続的改善) 組織運営に責任を有する会員は、本倫理規程の意義と重要性を認識し、組織に所属する個人(会員および非会員)が本倫理規程に基づいて行動することができるように伝え、その環境を整える。また、組織内の活動状況を絶えず注視するとともに、本倫理規程に基づく活動を阻害する要因を積極的に排除するなど、環境の継続的な改善・向上に努める。</p>	<p>7. 組織文化の醸成</p> <p>7-1 組織の中の個人のとるべき行動の基本原則 会員は、所属する組織が、倫理、安全等に関わる問題を、<u>性、年齢、所属、職位、人種、思想・宗教等に関わることなく自由に話し合い、行動できる組織文化となるよう、その醸成に努める。組織の運営に責任を有する会員は、特に率先垂範して行動する。</u></p> <p>7-3 環境整備の重要性と継続的改善 組織の運営に責任を有する会員は、<u>本規程の意義と重要性を認識し、組織に所属する個人(会員および非会員)に対して倫理的な行動を促すとともに、そのための環境を整える。また、倫理的な行動を妨げる組織的要因がないかどうかを絶えず注視し、不十分なときは組織・体制も含めて組織文化の変革に取り組み、環境の継続的な改善・向上に努める。</u></p>	<p>・国内外での普遍的な価値を踏まえた記載の充実化 ・記載の適正化 ・金品授受問題を踏まえた記載の充実化 ・旧倫理規程の行動の手引の一部文言は7-3に移動(「不十分なときは組織・体制も含め組織文化(風土、雰囲気)を変革するよう努める。」)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>旧倫理規程の行動の手引7-1から一部文言を移動して適正化</p>

2021年倫理規程改定の主なポイント

(論点：その他 専門職原則)

憲章5について、専門職原則としての重要性を再確認した。

(会員はプロフェッション(専門技術者、専門研究者等)として学会に所属し、学会活動を通じてお互いに研鑽して社会に貢献し、その活動を支えるために学会倫理規程の意義があることから、その本来的な認識に立脚した場合に国内外で共通的な用語となっている“専門職”という2014年改定時の用語に戻す)。

あわせて、専門職の社会に対する役割について記載を充実し(行動の手引5-6)、また、相互協力による地位向上を目指す行動の手引を新たに設けた(行動の手引5-8)。

倫理規程 新旧比較表 (http://www.aesj.or.jp/ethics/02_/02_241_21/)

旧 倫理規程 (2018年1月)	倫理規程 (2021年5月改定)	改定理由
<p>憲章5. (専門性原則) 会員は、原子力の専門家として誇りを持ち、携わる技術の影響を深く認識して研鑽に励む。また、その成果を積極的に社会に発信し、かつ交流して技術の発展に努めるとともに、人材の育成と活性化に取り組む。</p> <p>5-7 (科学的事実の分かりやすい提供) 会員は、公衆が科学的事実や専門知識を正確に理解し、判断できるように分かりやすい形で提供することに努める。</p>	<p>憲章5. 専門職原則 <変更なし></p> <p>5-6 社会への情報発信と対話の実践 会員は、公衆が原子力の安全や技術利用に関する問題について自ら考えて判断できるよう、専門知識を分かりやすい形で提供することに努める。また、原子力に関わる諸問題について真摯に対話し、社会的課題の解決に寄与することを目指す。</p> <p>5-8 会員間の協力による困難の克服 会員は、個人では解決が難しい困難な状況や倫理的葛藤に直面したとき、所属組織の構成員や他組織の会員との適切な協力を通じ、その困難を克服するよう努める。また、他の会員が協力を求めているときには、積極的に応答する。</p>	<p>手引の内容を踏まえてタイトルを見直し</p> <p>社会から負託を受けている専門職の役割を踏まえた記載の充実化</p> <p>会員が専門職として学会に属する本来的な価値として、相互協力による課題解決、地位向上に関わる手引として新たに追記</p>

参考：ABET (米国工学技術教育認定委員会, The Accreditation Board for Engineering and Technology) は、“engineering”を、研学、経験、実務を通して獲得した数学的・科学的知識を応用して、技術的な「価値」だけではなく、人類の安全、健康、福利を含む様々な「価値」に対する「判断」を下しながら、人類の利益のために、自然の力を経済的に活用する、“profession” (プロフェッション：知的専門職) であると定義している。(札野 (2002))

2021年倫理規程改定の主なポイント

(論点：その他 核セキュリティの確保)

今回の改定に係る意見募集期間中に東京電力柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護区域へのIDカード不正使用による立入り事案と核物質防護機能の一部喪失事案が公になった。

倫理規程改定案において核セキュリティに関わる記載の充実を提案していたが、意見募集において、核セキュリティの重要性をより訴求する必要性についてご意見をいただき、一部ご意見を反映した。

核セキュリティ文化の醸成に関して、倫理委員会として継続的に議論していくこととしている。

倫理規程 新旧比較表 (http://www.aesj.or.jp/ethics/02_/02_241_21/)

旧 倫理規程 (2018年1月)	倫理規程改定案 (2021年1月)	倫理規程 (2021年5月改定)	改定理由
2-3 (核セキュリティ確保への注意) 会員は、核物質や放射性物質がテロリズムに用いられる恐れがあることを認識し、核セキュリティの確保に十分な注意を払う。	2-3 核セキュリティ確保への注意 会員は、核物質、放射性物質、 <u>原子力施設等</u> が、テロリズムに用いられる恐れや <u>妨害破壊行為の標的となる恐れ</u> があることを認識し、核セキュリティの確保に十分な注意を払う。	2-3 核セキュリティの 確保 会員は、核物質、放射性物質、 <u>原子力施設等</u> が、テロリズムに用いられる恐れや <u>妨害破壊行為の標的となる恐れ</u> があることを認識し、核セキュリティの確保に 努める 。	<ul style="list-style-type: none"> 核セキュリティ確保の重要性をより明確化 記載の充実化